

(別紙2)

## 令和6年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	令和 6 年 10 月 31 日
法人名	社会福祉法人大ラフル
担当 (連絡先)	[REDACTED]

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
<p>評議員会の決議にはその決議について特別の利害関係を有する評議員が加わることが出来ないため、決議を行う前に当該対象者の有無を確認する必要があるが、議事録に置いて確認を行った記録が無かつた。</p> <p>今後は決議前に特別の利害関係を有する評議員の有無を確認し、議事録に記録すること。</p> <p>なお、特別な利害関係者の確認は、理事会においても同様に行う必要があることに留意すること。</p>	<p>次回開催の会議より議事録に明記する。</p>	11月18日開催評議員会より
<p>登記事項について、変更が生じた場合、資産の総額については、会計年度終了3ヶ月以内に変更登記することとされているが、令和5年度の資産の総額の変更登記がなされていなかった。</p> <p>今後は期限を遵守し、適切に変更登記を行うこと。</p>	<p>資産の総額変更登記は現在法務局にて手続き中。</p>	2024年11月

注) 1「指摘事項」欄には、指摘事項全文を記載すること。

2「是正又は改善状況」欄は、具体的に記入すること。

3「改善時期」欄には、まだ改善していない事項については予定を記載すること。

4是正又は改善関係書類を添付すること。